

令和4年度和歌山県  
クリーニング師試験問題  
(学 科)

令和4年11月10日

指示があるまで開いてはいけません。

**【受験上の注意】**

- 1 携帯電話の使用は禁止します。電源を切ってカバン等にしまってください。
- 2 机の上には、「受験票」・「筆記用具」・「時計」以外のものは置いてはいけません。
- 3 解答用紙には、受験番号及び氏名の記入を忘れないようにしてください。
- 4 試験開始後40分間は退出できません。40分を経過してから退出するときは、解答用紙を裏返してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 試験問題用紙は持ち帰っても構いません。
- 7 法令等においては、「洗濯」と「洗たく」が混在していますが、本試験においては「洗たく」に統一して記載しています。

## 衛生法規に関する知識

和歌山県

- 1 次の文章は、クリーニング業法に関する記述です。数字の箇所（①）～（⑤）に、下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～サを解答用紙に記入しなさい。

この法律は、クリーニング業に対して、（①）等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその（②）を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の（③）の擁護を図ることを目的とする。

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、（④）の定めるところにより、営業方法、従業者数その他必要な事項をあらかじめ（⑤）に届け出なければならない。

### 【語群】

ア：社会福祉	イ：公衆衛生	ウ：経営	エ：知識
オ：利益	カ：人権	キ：厚生労働省令	
ク：条例	ケ：厚生労働大臣	コ：都道府県知事	サ：市町村長

- 2 次の文章は、厚生労働省で定める「クリーニング所における衛生管理要領」に記載されているクリーニング師の役割、洗たく物の管理及び処理、従業者の管理並びに指定洗たく物の一般的な消毒方法に関する記述です。数字の箇所（①）～（⑤）に下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～コを解答用紙に記入しなさい。

- ・クリーニング業法に基づき、洗たく物の処理を行うクリーニング所に必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び（①）に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- ・ランドリー処理のすすぎには、清浄な水を使用して少なくとも（②）回以上行うこと。また、この場合、工程中に強制脱水を行うことが望ましいこと。
- ・営業者は、従業者又はその同居者がジフテリア若しくは（③）の患者又はその疑いのある者である場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
- ・指定洗たく物の一般的な消毒方法には、（④）方法として蒸気による消毒と（⑤）方法として塩素剤による消毒がある。

### 【語群】

ア：経営管理	イ：洗たく処理	ウ：2	エ：3	オ：乾癬
カ：ペスト	キ：力学的	ク：理学的	ケ：化学的	コ：生物学的

(次頁に続く)

3 次の記述のうちクリーニング業法の規定に照らして正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま又は解体して洗たくすることを営業とすることをいう。
- ②伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗濯するときは、洗たく方法の如何を問わず、その前に必ず消毒しなければならない。
- ③「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。
- ④営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ二台備えなければならない。
- ⑤営業者は、洗たく物を洗たく又は仕上げを終わつたものと終わらないものに区分しておかなければならない。
- ⑥営業者は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗たく物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- ⑦クリーニング師は都道府県知事から免許を受けているので、免許を与えた都道府県以外ではクリーニング師として業務に就くことはできない。
- ⑧都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- ⑨洗たく物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所には、クリーニング師を置かなくてもよい。
- ⑩クリーニング業法上での罰則規定における罰金の額は最大で30万円である。

## 公衆衛生に関する知識

和歌山県

- 1 次の文章は、WHO 憲章に示された健康に関する定義の記述です。数字の箇所（①）～（⑤）に、下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～スを解答用紙に記入しなさい。

健康とは肉体的、精神的ならびに（①）的に完全に良好な状態であって、単に（②）や虚弱でないということだけではない。及ぶ限り最高の（③）水準を享受することは、（④）、宗教、政治的信条、経済的状态の如何を問わず、すべての人間の（⑤）的権利である。

**【語群】**

ア：衛生	イ：環境	ウ：社会	エ：疾病	オ：貧困	カ：経済
キ：健康	ク：生活	ケ：人種	コ：国籍	サ：文化	シ：基本
ス：組織					

- 2 次の①～⑤の感染症の病原体を下記の語群の中から一つ選び、その記号ア～オを解答用紙に記入しなさい。

- ①オウム病
- ②マラリア
- ③インフルエンザ
- ④発疹チフス
- ⑤ジフテリア

**【語群】**

ア：ウイルス	イ：リケッチア	ウ：細菌	エ：クラミジア	オ：原虫
--------	---------	------	---------	------

(次頁に続く)

3 次の記述のうち正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ①日本国憲法の第25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公共の福祉の向上及び増進に努めなければならない。」とされている。
- ②環境基本法第8条において、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。」とされている。
- ③化学物質排出把握管理促進法においては、ドライクリーニングを行うすべての洗濯事業者は、取り扱う第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出を行わなくてはならない。
- ④建築基準法に規定されている建築物の用途地域規制において、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場は、商業地域内で建築することができる。
- ⑤クリーニング業の施設がかかわる感染症事例として、病院リネンを介したセレウス菌による集団感染があり、病院のみならず、クリーニング業者においても細菌による汚染防止のための管理が重要となる。
- ⑥指定洗たく物の一般的な消毒方法として、80℃以上の熱湯に10分間以上浸す方法がある。
- ⑦水質汚濁防止法による排水規制は政令で定める特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水が対象となるが、クリーニングは特定施設に該当しない。
- ⑧土壤汚染対策法において、テトラクロロエチレン等の有害物質を使用していたクリーニング所を廃止した場合、その廃止の時点において、土壤汚染の調査を実施しなくてもよい。
- ⑨大気汚染防止法では、テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く）であって、処理能力が一回あたり30kg以上のものを有する施設は、指定物質排出施設として指定されている。
- ⑩クリーニング業により排出される廃棄物のうち、「テトラクロロエチレンを含むスラッジ等」、「トリクロロエタンを含むスラッジ等」、「石油系溶剤を含むスラッジ等」が廃棄物処理法での「特別管理産業廃棄物」に該当する。

## 洗たく物の処理に関する知識

和歌山県

- 1 次の①～⑤の記述は、代表的な繊維の特徴について述べたものです。特徴に当てはまる繊維を下記の語群の中から一つ選び、その記号ア～クを解答用紙に記入しなさい。
- ①天然繊維の中で最も強く、熱の伝導性に富み、水分の吸収発散が早く、肌ざわりが涼しい。シワになりやすい。
  - ②天然繊維の中で最も多く消費される繊維で、乾燥状態より湿潤状態の方が丈夫である。肌触りが良く、染色性が良く、耐洗たく性が良い。非常に縮みやすく、洗たくを繰り返すことによって、次第に硬くなっていく。
  - ③軽くて暖かく、吸湿性に優れ、シワになりにくい。収縮しやすく、虫害を受け、プリントは水によって消失する。
  - ④やわらかく、すぐれたかさ高性と保温性をそなえており、染色性がよい。直射日光に対しても強く比重もナイロンとほぼ同じ位に軽い。
  - ⑤シワになりにくく、折り目が消えにくい。早く乾き、現在ではわが国合成繊維中最大の生産量を誇っている。

### 【語群】

ア：毛	イ：綿	ウ：麻	エ：アセテート
オ：レーヨン	カ：アクリル	キ：ポリウレタン	ク：ポリエステル

(次頁に続く)

2 次の文章は、ドライクリーニングについての記述です。数字の箇所（①）～（⑤）に、下記の語群の中から適切な語句を選び、その記号ア～サを解答用紙に記入しなさい。

ドライクリーニングとは、衣料品を、水の代わりに（①）を用いて洗浄する方法である。ドライクリーニングをする洗たく物の多くは（②）である。（②）についているホコリやススなどの（③）汚れは、油性の汚れによって（④）している場合が多いが、ドライクリーニングの溶剤に浸すと油性汚れが溶けて、落ちるか、落ちやすくなる。

（⑤）とは、あらかじめドライ溶剤にドライソープを添加しておいて洗う方法で、一般的なドライクリーニングシステムである。

**【語群】**


ア：下着      イ：外衣      ウ：無機溶剤      エ：有機溶剤      オ：漂白剤  
カ：粘着      キ：溶性      ク：分離      ケ：不溶性      コ：チャージシステム  
サ：ミックスシステム


3 次の①～⑤の記述は、シミ抜きについて述べたものです。それぞれの説明として、正しいものには○印を、間違っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。


- ①油性シミ抜き剤は一般に溶剤系で、揮発性溶剤・市販油性シミ抜き剤・モノクロロベンゼンまたは酢酸アミルの3つに分類される。
- ②水溶性のシミで、たんぱく系の汚れには、血液、牛乳、肉汁などがあり、これらのシミ抜きに使用するシミ抜き剤はアンモニア水などである。
- ③一般に酵素の種類は、たんぱく質分解酵素（プロテアーゼ）、でんぷん分解酵素（アミラーゼ）、脂肪分解酵素（リパーゼ）の3種類に大別でき、シミ抜きの即効性があるが、繊維や染色を傷めやすい。
- ④水溶性のシミのうち、たんぱく系のシミには酸性のシミ抜き剤、タンニン系のシミにはアルカリ性のシミ抜き剤を使用する。
- ⑤シミ抜き剤は、弱い薬剤から強い薬剤、濃度の薄いものから濃いものの順番で使用する。


（次頁に続く）


4 次の①～⑤は、日本産業規格 JIS L 0001 : 2014（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の表示記号です。それぞれの記号についての説明として、正しいものに○印を、間違っているものに×印を解答用紙に記入しなさい。

①  液温は、30℃を限度とし、洗たく機で弱い洗たく処理ができる。

②  塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。

③  洗たく処理後のタンブル乾燥処理ができる。  
高温乾燥：排気温度の上限は最高 80℃

④  底面温度 200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。

⑤  石油系溶剤(蒸留温度 150℃～210℃、引火点 38℃～)でのドライクリーニング処理ができる。  
弱い処理